

第2期今治市選挙管理委員会事務局障がい者活躍推進計画

機関名	今治市選挙管理委員会事務局
任命権者	今治市選挙管理委員会委員長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
今治市選挙管理委員会事務局における障がい者雇用に関する課題	今治市選挙管理委員会事務局においては、職員数が5名程度の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 今後、中途障がい者として身体障害者等となる職員が在籍した場合は、障がい者を有する職員がその障がい特性や個性に応じた能力が発揮されるよう、体制整備や各種取組を進めていく必要がある。
目標	
採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として選挙管理委員会事務局長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設置し、グループウェア等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○中途障がい等により、従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、愛媛労働局に相談しつつ負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、本人からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で合理的配慮を行う。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

※「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合又は期間、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則としてひらがなで記載しています。